

訪問看護医療 DX 情報活用加算に関するお知らせ

この度、オズの訪問看護リハビリステーションでは、2024 年度診療報酬改定に伴い新設された「訪問看護医療 DX 情報活用加算」を算定いたします。

この加算は、オンライン資格確認システムを通じて皆さまの診療情報や薬剤情報を取得・活用することで、より安全で質の高い訪問看護サービスを提供するために導入されるものです。当ステーションの看護師等が、これらの情報を基に計画的な管理を行い、皆さまに最適な看護を提供してまいります。

【算定内容】

- ・ 訪問看護医療 DX 情報活用加算: 月／50 円
- ・ 対象者: 医療保険で訪問看護(訪問看護管理療養費)を算定されている方が対象です。

【施設基準】

- (1) 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成4年厚生省令 第5号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っている訪問看護ステーションであること。
- (2) 健康保険法第3条第 13 項に規定する電子資格確認(以下「オンライン資格確認」という。)を行う体制を有している訪問看護ステーションであること。
- (3) 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、看護師等が利用者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有していること。
- (4) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。具体的には次に掲げる事項を掲示していること。
 - ア 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施している訪問看護ステーションであること。
 - イ マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる訪問看護ステーションであること。
- (5) (4)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

【皆さまへのお願い】

医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

＜資格情報の提供について＞ 資格情報の提供は、皆さまおよび代理人の方の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

＜個人情報の取り扱いについて＞ 個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係者における個人情報の取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、皆さまへの看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。